

# 長野県消費生活基本計画

## 概要版

### 第1章 計画の基本的考え方

少子高齢化社会の進行や高度情報化社会の進展などに伴い、私たち消費者を取り巻く環境は大きく変化してきています。また、環境問題や食の安全性への関心が高まる中、消費者の行動が消費社会に大きな影響力を持つと考えられています。

このため、消費者、消費者団体、事業者及び行政などの幅広い担い手がそれぞれ連携・協働し、体系的・総合的な施策を推進するための計画を策定します。

計画の期間は平成26年度から平成29年度までの4年間です。  
計画の進捗状況はホームページに公表するほか、長野県消費生活審議会に事業の実施状況を報告し、評価を受けます。

### 第2章 長野県における消費生活の現状と課題

#### 消費者行政の現状

国の動向	県の動向
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成16年「消費者基本法」制定</li> <li>○ 平成21年「消費者庁」創設</li> <li>○ 消費者政策の基本的な方向及び施策（消費者基本計画） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者の権利の尊重と消費者の自立支援</li> <li>・ 地方公共団体、消費者団体との連携・協働と消費者施策の実行性の確保</li> <li>・ 社会・経済の発展への対応</li> </ul> </li> <li>○ 平成24年「消費者教育の推進に関する法律」施行</li> <li>○ 平成25年「消費者教育の推進に関する基本的な方針」策定</li> </ul>	<p>平成21年「長野県消費生活条例」施行 【施策の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合的な消費者施策の推進</li> <li>・ 取引の適正化及び安全の確保</li> <li>・ 消費者の自立支援</li> <li>・ 消費者相談の充実</li> </ul>
	市町村の動向
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内16市・3町で専任の消費生活相談員を配置。</li> <li>・ 県内8つの市で消費生活センターが設置。</li> </ul>

### 消費生活相談の現状

項目	相談の状況
相談件数	架空請求に関する相談が多く寄せられた平成16年度をピークに、平成22年度まで徐々に減少し、以後、約1万5千件/年で推移しています。
年齢別相談割合	全体の相談件数が減少する中で、60歳以上の相談件数が増加し、年代別にみると70歳以上の割合が大きくなっています。
相談内容	全体的には、アダルトサイト等の不当・架空請求が多くなっています。高齢者では、投資関連の相談が多くなっています。

### 消費者教育の状況

項目	消費者教育の実施状況
学校	新学習指導要領に基づき、「生きる力」を育むという理念のもと、県内各校において消費者教育を推進しています。
行政	学校への学習教材の提供や地域でのくらしのセミナー、出前講座を中心とした消費者教育を推進しています。

### 本県の消費者行政の課題

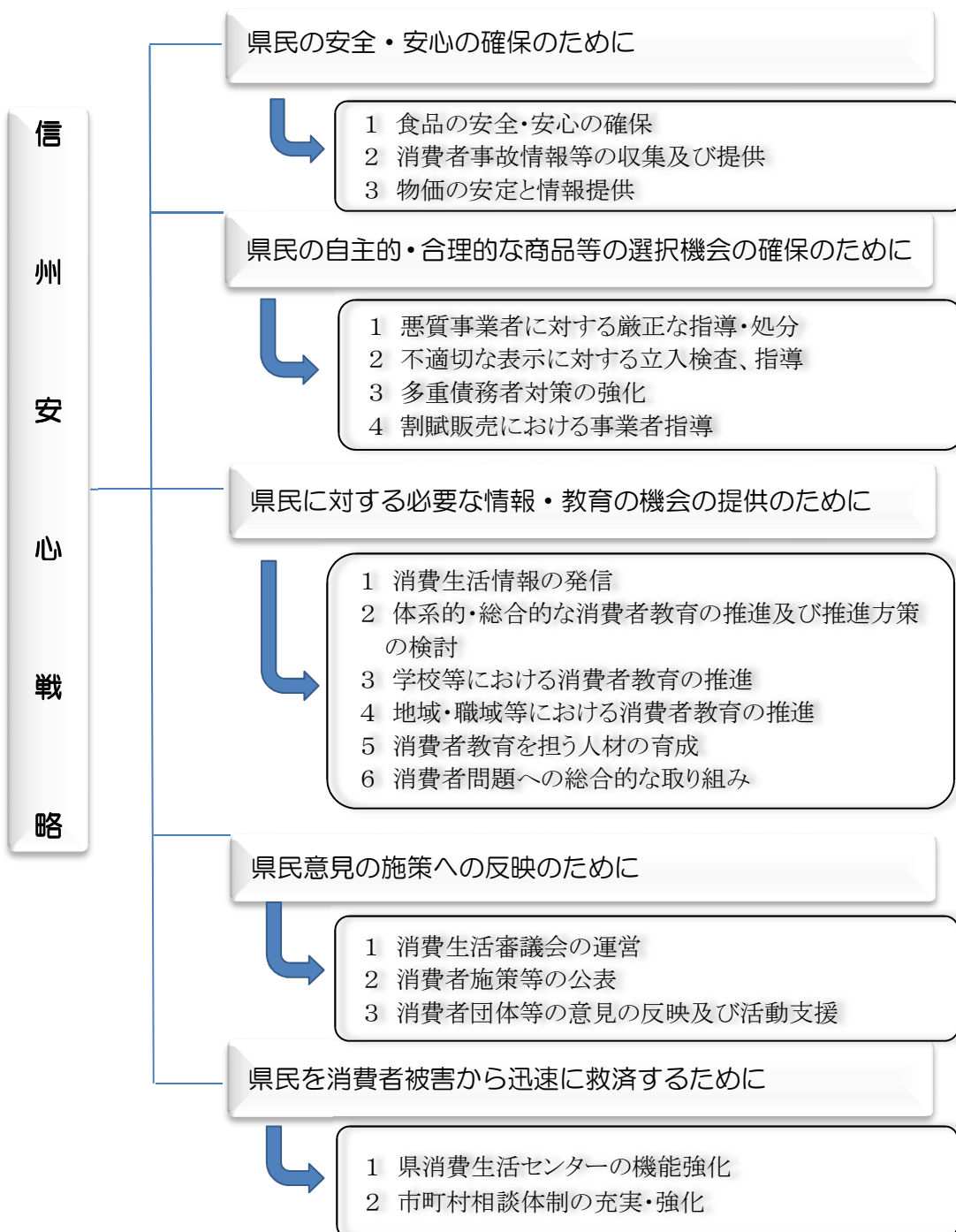
項目	課題の内容
消費生活相談体制の整備・充実	消費者から信頼される消費生活センターとして、県は広域的な相談への対応や専門的な知識及び技術を確保すること、市町村は身近でいつでも相談が受けられる体制を整備することが必要となっています。
消費者の利益擁護の推進	詐欺まがいの悪質な取引に起因する相談も多く寄せられており、警察との連携を図りつつ、専門的な人材の育成及び組織体制の整備など、執行体制の強化を図ることが求められています。
消費者教育の推進・発信力の強化	効果的に消費者教育を推進するためには、幼児期から高齢期の各段階、また実施する学校、地域社会、家庭や職場において体系的に推進していく必要があります。このため、地域における消費者教育・啓発活動のための人材育成や、実施主体間の緊密な連携による情報発信力の強化が必要となっています。
消費者をめぐる社会問題への対応	食品ロスや食育への取り組みは、県民一人ひとりが社会を構成する一員として、主体的に行動する意識の醸成が重要な課題となっています。また、環境負荷の少ない持続的に発展する社会を構築するため、県民一人ひとりが自立した消費者として、環境に配慮した消費行動が求められています。このため、県民、消費者団体及び行政が一体となって、消費者教育、啓発を推進していく必要があります。

### 第3章 施策推進の基本方針

この基本計画の推進にあたっては、長野県総合5か年計画の基本目標である「確かな暮らしが営まれる美しい信州」の実現に向けて、「信州安心戦略」として基本理念に基づき、基本的な施策方針を定めて、積極的に施策を推進していきます。

#### ～ 基本理念 ～

すべての県民が消費者としての基本的な権利を確立し、安全・安心な消費生活を営むために、消費者団体、事業者団体等、地域の多様な主体及び行政が、それぞれの能力を発揮して連携、協働しつつ、その権利の擁護と自立を支援することで、県民の消費生活の安定と向上を目指します。



## 第4章 施策の展開

計画の期間中、特に消費者利益の擁護及び増進のため、重点的に推進する必要がある施策について、数値目標を定め、県民と目標を共有して参加を促しながら、また、消費者団体等と連携・協働しながら、強力に事業を推進していきます。

### 重点目標1

特殊詐欺被害件数の前年対比での減少を目指します。

高齢者を狙った悪質な特殊詐欺の被害件数を減少させるため、県警と連携しつつ、地域における高齢者への啓発活動の強化を図ります。

### 重点目標2

消費生活サポーターの登録 100人 を目指します

地域における消費者教育・啓発の担い手となる消費生活サポーター制度を創設し、消費者団体や福祉団体等の幅広い県民参加のもと、登録者数100人を目指します。

### 重点目標3

市町村消費生活センターの人口カバー率 70%を目指します  
《平成24年 人口カバー率 45.7%》

県民の利便性の向上と迅速な消費者トラブル解決のため、市町村や市町村間の広域連携による消費生活センターの設置を支援し、人口カバー率70%を目指します。

### 重点目標4

出前講座・セミナーの年間200回開催を目指します  
《平成24年度実績 147回》

地域における消費者教育・啓発の充実・強化のため、消費生活サポーター、消費者団体や福祉団体等と連携し、出前講座・セミナーの年間200回の開催を目指します。

#### 【問い合わせ先】

長野県企画部消費生活室

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 98-1

電話 026-223-6770 FAX 026-223-6771

メール shohi@pref.nagano.lg.jp